

国保から大切なお知らせです

本庁町民課国保年金係 ☎ (56) 2222

総合支所保健福祉課福祉係 ☎ (58) 7071

平成19年度の国民健康保険税の税率が決定しました。

地域で支え合う 国民健康保険

国民健康保険は、地域の医療保険として町が運営し、被保険者の皆さまから納めていただく国民健康保険税と国・県の補助金や負担金で賄われています。

病気やけがをしたとき、安心して医療にかかれるように、みんなで支え合っていく考えを基本にしています。今年度は税率の改正はありません。

税率の決め方は？

保険税の決め方は、その年に予想される医療給付費から、加入者の皆さんが支払う一部負担金と国や県の補助金などを差し引いた分が税率の総額になります。

この額をもとに、医療保険分と介護保険分に分けて計算します。

区分	項目	内容	課税算定基礎	税率
医療分	所得割	加入者の所得に応じて計算	前年度所得金額－基礎控除(33万円)	5.15%
	資産割	加入者の資産に応じて計算	本年度の固定資産額(土地・家屋)	31.50%
	均等割	加入者数に応じて計算	加入者の人数	18,600円
	平等割	各世帯均一に	一世帯につき	22,680円
介護分	所得割	加入者の所得に応じて計算	前年度所得金額－基礎控除(33万円)	1.22%
	資産割	加入者の資産に応じて計算	本年度の固定資産額(土地・家屋)	10.31%
	均等割	加入者数に応じて計算	加入者の人数	8,220円
	平等割	各世帯均一に	一世帯につき	6,720円

※介護保険分は、介護サービスを受けるためのもので40歳以上65歳未満の加入者が対象です。
 ※年度途中で加入・脱退した場合は、加入期間分に対し賦課します。
 ※納税義務者は世帯主です。世帯主が勤務先の健康組合に加入している場合でも、世帯の中で国保の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者になります。

納期は12回です

4～7月までの4ヶ月は仮算定といい、前年の所得をもとに納めていただいています。

所得が確定する本算定(8月)に年税額を計算し、既に納めていただいている仮算定の税額を差し引いた額を8月以降に納めていただきます。所得が変われば税率改正がなくても税額は変わります。ただし、9月以降は千円単位で納めていただき、端数の調整は8月分で行うため、8月のみ金額が大きくなる場合があります。

軽減制度

前年中の世帯の合計所得額が一定額以下(下記の基準額)の世帯は、均等割額と平等割額を表のとおり軽減(減額)します。

軽減判定基準	軽減する額
総所得、山林所得の金額合計が33万円以下の世帯	均等割と平等割の7割
総所得、山林所得の金額合計が33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主を除く)	均等割と平等割の5割
総所得、山林所得の金額合計が33万円+35万円×被保険者数(減額(2割)申請書の提出が必要になります。)	均等割と平等割の2割

国保の保険証がうぐいす色に変わります。

10月からは新しい保険証で！

10月1日から、新しい保険証で受診してください

新しい保険証(うぐいす色)は、9月30日までに世帯ごとに郵送します。10月1日になっても保険証が届かない場合は、お手数ですが本庁町民課・総合支所保健福祉課までご連絡ください。

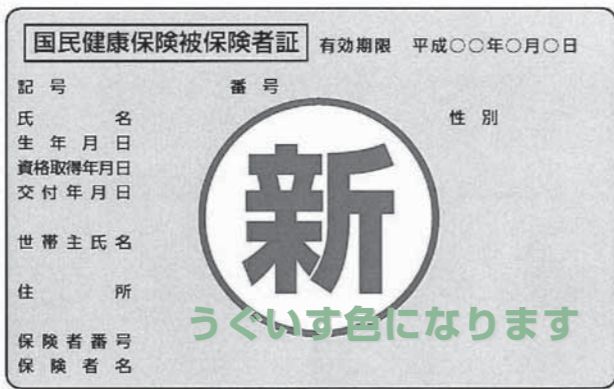
新しい保険証が届きましたら、次のことに注意してご使用ください。

記載内容を確認

保険証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないかを確認してください。

正しく使用しましょう

保険証は台紙からはがして使用してください。他人との



貸し借りは禁止されています。

記載内容が変わったら...

住所、氏名などに変更が生じた場合は、14日以内に届出をお願いします。

10月1日からは、忘れずに、新しい保険証をお持ちください。

平成20年度から高齢者の医療制度が変わります

後期高齢者医療制度

これまで、75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の人は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていました。平成20年4月からは新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることにな



詳細は広報10月号でご紹介する予定です。